

令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

この手引きの表紙は申告相談の日程表と申告書の記入例(裏面)となっています。
申告内容の説明については、1～20ページをご覧ください。

◆ 申告相談の日程

※市役所、巡回相談の両方とも会場に入場できる人数を制限させていただきます。
詳しくは広報すずか1月20日号をご確認ください。

市役所での申告相談日程 受付時間 8:30～15:45 ※早めに終了することがあります。

駐車場や庁舎への入場は午前8時からです。近隣のご迷惑となるため、それまでのご来場はお控えください。

申告相談期間	申告会場
2月16日(金)～3月15日(金) 土曜・日曜・祝日はお休みです。	市役所 12階 大会議室

市役所2階窓口での面談による受付は実施していません。

記入済みの申告書の提出は2階窓口で受付します(その場合、添付資料等はすべてお預かりします)。

巡回相談での申告相談日程 受付時間 9:30～14:45 ※早めに終了することがあります。

月 日	申告会場	月 日	申告会場
2月8日(木)	久間田公民館	2月29日(木)	庄野公民館
	鈴峰公民館	3月1日(金)	河曲公民館
2月9日(金)	加佐登公民館	3月4日(月)	井田川公民館
	牧田公民館	3月5日(火)	合川公民館
2月13日(火)	天名公民館	3月6日(水)	若松公民館
2月14日(水)	国府公民館	3月7日(木)	玉垣公民館
2月15日(木)	庄内公民館	3月8日(金)	稲生公民館
2月19日(月)	飯野公民館	3月11日(月)	栄公民館
2月20日(火)	椿公民館	3月12日(火)	石薬師公民館
2月26日(月)	箕田公民館	3月13日(水)	一ノ宮地区市民センター
2月28日(水)	深伊沢公民館	3月14日(木)	白子地区市民センター

持ち物

- 市民税・県民税申告書
- 本人確認書類
- 個人番号(マイナンバー)確認書類
- 黒ボールペン
- 所得と控除の添付資料
⇒手引き20ページ「添付・提示資料チェック表」
または、各所得や控除の欄を確認ください。

◆ お願いとお知らせ

お 願 い

- 申告相談に必要な資料は、事前に整理及び集計してお持ちください。
- 医療費や営業等所得・農業所得・不動産所得の各経費を集計していない場合は、**会場にてご自身で集計していただきます。**
- 申告会場は大変混み合います。ご自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書と添付資料を郵送でご提出いただくか、直接市民税課または、地区市民センターの窓口へお持ちください。

お 知 ら せ

- 納税通知書等は以下の予定で発送します。
 - ・ 給与天引きの方 … 5月中旬
(お勤め先へ発送)
 - ・ 年金天引きの方 … 6月中旬
 - ・ 個人納付の方 … 6月初旬
(口座振替含む) … 中旬
- ※個人納付の方で税額が0円の場合、通知書は**送付されません。**

この手引きは再生紙を使用しています。

申告される方へのお願い

- ・ **原則ご自身で申告書を作成してください。**完成した申告書等は郵送していただくか、直接市民税課(市役所2階)または地区市民センターの窓口へ提出してください。
- ※郵送時、控え(3枚目)は切り離して保管してください。ただし收受印がある控えをご希望の場合は、3枚目を切り離さずに返信用封筒を同封して郵送してください。
- ・ **申告会場(裏面記載)は混雑が予想されるため、極力ご来場をお控えください。**
- ・ やむを得ず会場へお越しの場合は以下の点にご協力ください。
 - 発熱等の体調不良を感じる場合は、来場をご遠慮ください。
 - できる限り**最少の人数でお越しください。**
 - 滞在時間短縮のために、申告相談に必要な書類の整理・集計は**事前に行ってください。**
 - 例年2月中は特に混雑するため、できる限り時期をずらしたご来場にご協力ください。**

令和6年度から適用される主な税制改正

- **特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得の課税方式が統一されました(5ページ参照)**
令和6年度から、所得税と市民税・県民税の課税方式が統一され、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。
- **国外居住親族に係る扶養控除が見直されました(9・10ページ参照)**
控除の対象となる扶養親族の適用要件が変更になりました。
- **森林環境税(国税)が導入されました(15ページ参照)**
令和6年度から森林環境税(国税)が、市民税・県民税の均等割と併せて一人年額1,000円が課税されます。なお、東日本大震災復興基本法に基づき防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、年額1,000円(市民税500円、県民税500円)が加算されていましたが、令和5年度で終了します。

その他注意点

- 医療費控除(11ページ)の申告をする際は、「**医療費控除の明細書**」の添付が必要です。**領収書では申告することができませんので、ご注意ください。**

目 次

	ページ
1. 申告が必要か不要かの判断	… 1
2. 所得金額の計算	… 2
3. 所得控除金額の計算	… 6
4. 税額控除金額の計算	… 12
5. 課税される所得の範囲	… 15
6. 市民税・県民税、森林環境税の税率	… 15
7. 市民税・県民税、森林環境税額の計算の流れ	… 16
8. 收支内訳書の書き方	… 17
添付・提示資料チェック表	… 20

この手引きは市民税・県民税の一般的な事柄について書いてあります。全ての事例を網羅しておりませんので、ご不明な点がございましたら、右記の連絡先までお問い合わせください。
また、この手引きは法改正等により内容が変更になる場合があります。

お問い合わせ及び郵送での提出先

〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市 総務部 市民税課
電話:(059) 382-9446 (直通)
(059) 382-1100 (代表)

控除を受けるための領収書や証明書等は、添付する必要がありますので、必ず申告書2枚目の資料貼付用紙に貼付けてください。

※必要な資料の添付がないと、控除が認められない場合があります。

医療費控除の申告には、医療費控除の明細書が必要です(領収書では不可)。

申告書記入例

※記入例にある添付資料は代表的な様式を掲載しています。※申告書の控え(3枚目)は切り離して手元に保管してください。收受印が押された控えを希望される場合は、切り離さず返信用封筒を同封してください。

源泉徴収票等の添付が不要となりました。

ただし、市の申告会場等で申告書を作成する場合は、金額の確認のため源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

手引きの参照ページ

- 所得金額 … 2~5ページ
- 所得から差し引かれる金額 … 6~11ページ

国民健康保険料 ※6ページの社会保険料控除欄 参照
市役所から送付される納付済額のお知らせをご確認ください。

令和5年中 国民健康保険 納付済額のお知らせ
国民健康保険の納付済額は、会社での年末調整、所得税または市・県民税の申告(確定申告等)で社会保険料控除の対象になります。
氏名
納付確認日 令和5年10月16日
(1)確認日現在納付済額 234,200 円
(2)参考 賦課額合計 円
・(2)参考 賦課額合計欄の金額は、(1)確認日現在納付済額と、納付確認日以降に納期限を迎える令和5年度の第4期から第6期分の賦課額を合計したものです。
・加入状況(所得や人数)の変更により、これらに納付すべき保険料の金額が変更となる場合は、「(2)参考 賦課額合計」と実際に納付した国民健康保険料額が一致しないことがあります。
・1月1日から12月31日までの納付額が社会保険料控除の対象です。納期限どおりに納めて金額の変更がない場合は、「(2)参考 賦課額合計」がその対象です。
・国民健康保険料額に変更があった場合や今後年内に納付した場合は、領収書や納付通知書、口座振替の通帳等で実際の納付額を確認して申告してください。

※年内に支払った額がある場合はその分を加算してください。

国民年金保険料 ※6ページの社会保険料控除欄 参照
日本年金機構から送付される控除証明書をご確認ください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
被保険者氏名 住所
令和5年中(令和5年1月1日から令和5年9月30日まで)に納付していた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。
証明日 令和5年10月1日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 印
令和5年中の納付済保険料額
①納付済額 納付済保険料の証明額 円
②見込額 円
③合計額 203,500 円
●「①納付済額」欄の証明額は、令和5年1月1日から令和5年9月30日まで納付された保険料額です。
●「②見込額」は、引き続く年末までに納付された場合の保険料額を算出したものです。
●以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。
・他の年金制度(厚生年金保険等)に加入されている場合
・令和6年3月または令和7年5月までの保険料を前納されている場合
・保険料の未納期間がある場合
●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
●10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収書等を添付して申告してください。

令和6年度 市民税・県民税申告書
表面
現住所 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
フリガナ シンゴウ イチロウ
氏名 申告 一郎
生年月日 明・大 23年6月9日
電話番号 059 - 382 - 1100
個人番号記入欄
社会保険の種類 支払った保険料
国民健康保険 234,200
国民年金 203,500
合計 437,700
生命保険料の計 50,000
地震保険料の計 31,000
障害者の氏名 申告 二郎
配偶者の氏名 申告 花子
氏名 申告 太郎
申告 五郎
申告 一郎
申告 二郎
合計 3,238,967
社会保険料控除 437,700
生命保険料控除 61,000
地震保険料控除 25,000
合計 2,973,700
給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)
合計 3,047,694

本人の個人番号(マイナンバー)を記入してください。
※配偶者や扶養親族については、各個人の氏名下に個人番号を記入してください。

配偶者特別控除を受ける方は収入金額ではなく、所得金額を記入してください。
※配偶者控除を受ける方は、記入しないでください。

裏面

源泉徴収票等の添付が不要となりました。
令和5年分 給与所得の源泉徴収票
支払金額 2,100,400
令和5年分 公的年金等の源泉徴収票
支払金額 1,100,000
10 寄附金に関する事項
都道府県、市区町村分(特例控除対象) 10,000
住所地の共同募金会、日本支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)
条例指定分 都道府県 市区町村

給与収入 ※3ページの給与所得欄 参照

事業所から発行される源泉徴収票の支払金額を記入してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票
住所又は居所 氏名
支払金額 2,100,400
源泉徴収税額
社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

公的年金等収入 ※3~4ページの雑所得欄 参照

日本年金機構などから発行される源泉徴収票の支払金額を記入してください。
※年金の支払者により様式が異なる場合があります。

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票
住所又は居所 氏名
支払金額 1,100,000
源泉徴収税額
特別障害者 ひとり親 寡婦 一般 老人 特定 老人 その他 非居住者である者の数 社会保険料の額

10 寄附金に関する事項
都道府県、市区町村分(特例控除対象) 10,000
住所地の共同募金会、日本支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)
条例指定分 都道府県 市区町村

※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。